

第95 回運輸政策セミナー ～移動困窮社会にならないために～

「小さな交通」を作るとき、あなたならどうする？

～自治体や住民の声を元に、打ち手を考える～

2025年(令和7年)1月27日

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

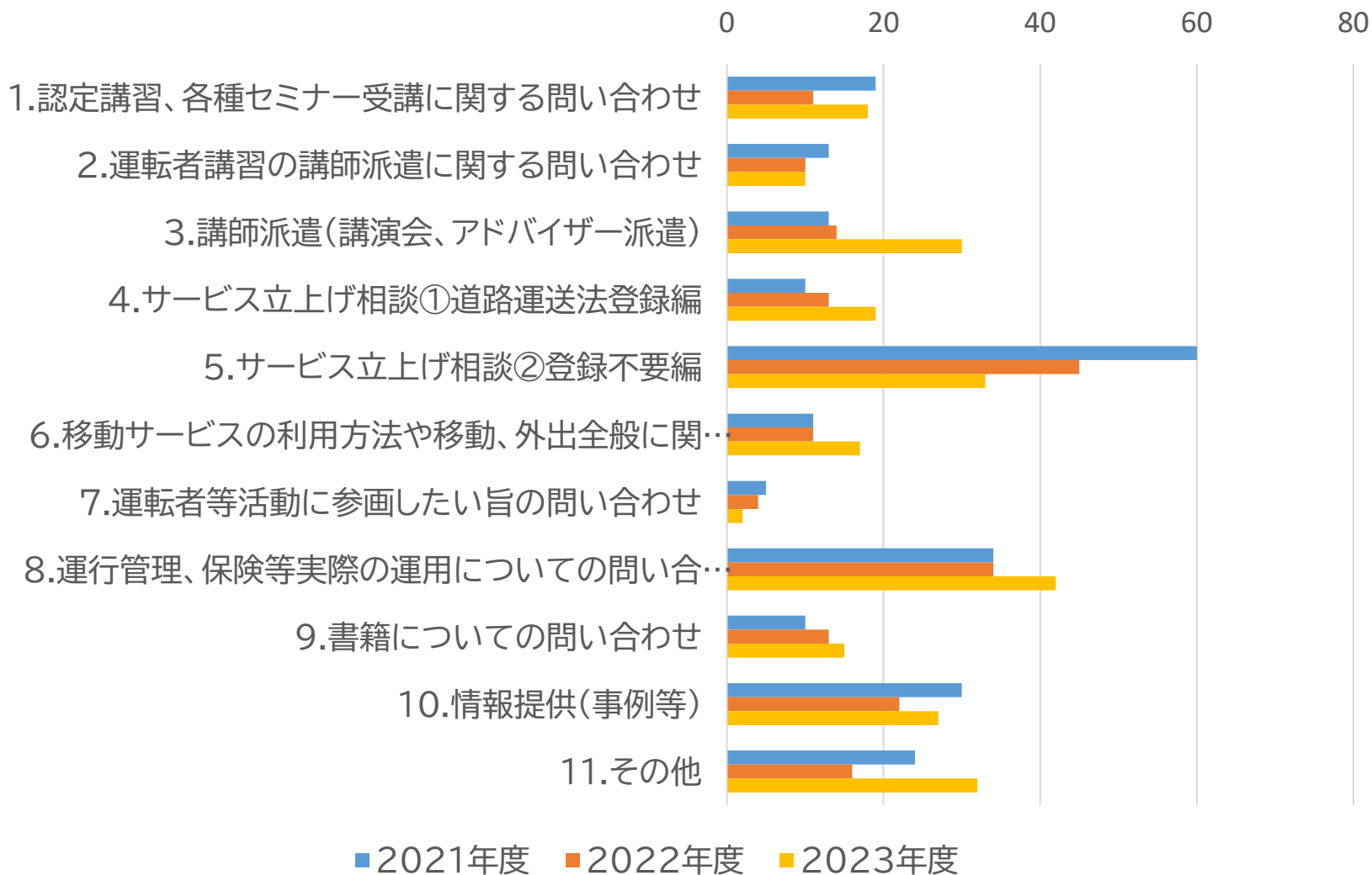
事務局長 伊藤 みどり

全国移動ネットの主な活動と組織

- ▶ 設立 2005年11月27日(設立総会)
- ▶ 会員数 246団体(2024年12月末)
- ▶ 役員数 理事45名、監事2名、顧問1名、政策アドバイザー3名
- ▶ 主な事業活動
 - ▶ 国への提言・交渉(国土交通省、厚生労働省等)
 - ▶ 人材育成・研修(33回201人受講)
 - ▶ 移動サービス立ち上げ支援・相談対応(相談件数52件)
 - ▶ 情報発信(関係書籍の発行、機関紙モヴェーレ年2回発行)
 - ▶ 講演会等の講師派遣(講師62件、アドバイザー19か所、受託による創出支援5自治体)



相談内容の推移



2021年度229件、2022年度193件、2023年度245件
 ※静岡県及び長野県委託事業件数を除く

相談支援や講師・アドバイザー派遣

<個別支援（ミクロ）>

困っている人や家族、相談に乗っている人や機関

<地域支援・活動支援（メゾ）>

困っている人を支えている人・支えようとする人、地域課題の解決に取り組む人や組織

ご相談元・ご依頼元

NPO・ボランティア
アグループ

自治会・地縁組織

中間支援組織

福祉・介護サービ
ス事業所

都道府県
(主に高齢福祉担当)

市町村
(主に福祉部局)

地域包括支援センター

市町村社会福祉協議会



キーワード

地域包括ケア

地域共生社会づくり

高齢者の移動手段確保

高齢者の生活支援

住民主体・住民参加

NPO・ボランティア

許可・登録不要の移動支援

福祉有償運送

(参考) 道路運送法に基づく個別送迎サービス ～交通空白～

	タクシー (一般乗用)	「日本版ライドシェア」自家用車活用事業	「公共ライドシェア」自家用有償旅客運送		許可・登録不要の運送
			交通空白地有償運送	福祉有償運送	
運転手	二種免許	一種免許 + 講習	自治体ライドシェア 一種免許 + 講習		一種免許
車の種類	事業用 (緑ナンバー)	自家用車 (白ナンバー)	自家用車 (白ナンバー)	定員11人未満の自家用車 (白ナンバー)	自家用車 (白ナンバー)
運送主体 (運行管理等)	タクシー事業者 (運行管理者を配置)		市町村or非営利団体 (運行管理責任者を配置)、 (事業者協力型：交通事業者が管理)		定め無し(車両5台～：安全運転管理者配置)
エリア (発着地)	定められた営業圏域内	定められた営業圏域内(タクシー不足地域)	タクシー不足の地域や 時間也可 定められた区域内 (交通空白地域)	利用者のいる区域)	多くは市町村の一部地域で発着
利用対象者	不特定多数		運送の区域の住民等	要介護者・要支援者・障害者等	多くは登録制
利用者負担	認可運賃	認可運賃(アプリ決済)	タクシー運賃の8割までOK 区域型はタクシーより安価、 路線型はバス並		・燃料代等実費 ・運送以外の主たるサービスの利用料
法的位置づけ	法第4条	法第78条3号(事業者は4条)	法第78条2号 2カ月協議で首長判断可		無し
手続き先	国交省へ許可申請		地域公共交通会議等に諮り、国交省等へ登録申請		無し 5

(参考) 道路運送法に基づく個別送迎サービス ～福祉～

	タクシー	福祉 タクシー	デマンド型 乗合タク シー	「公共ライドシェア」		介護タクシー	ヘルパーによる 通院等の送迎 (介護タクシー)	許可・登録不要の ボランティア送迎 送	
				交通空白地有償 運送	福祉有償運送				
運転者	二種免許			一種免許		二種免許＋ 介護資格	一種免許＋ 介護資格	一種免許	
車両	UD車両は スロープ付	福祉車両	ワゴンタイ プが多い	市町村や法人の車、 運転者のマイカー		福祉車両	介護事業所また はヘルパーの車	運転者のマイ カーや法人の車 両等	
付添い	行わない				行うことが多い		行う	色々	
主体	タクシー事業者		市町村が事 業者委託	市町村が事業者委託、 または非営利団体		福祉限定タクシー 事業者	介護事業所 & 限定タクシー	自治会、社協、非 営利団体等	
利用 対象者	誰でもOK	主に車いす ユーザー	事前登録し た住民	主に住民		要介護・要支援、障害者、難病等	訪問介護の利用 者	多くは 要登録	
利用料 の目安	メーター運賃		100～ 500円が 多い	・路線あり:バス 並 ・路線なし:タク シーの8割が上限		タクシーの8 割が上限	メーター運賃＋ 乗降介助料など	介護保険の自己 負担＋介護運賃	・燃料代等実費 ・生活支援サー ビスの利用料
予約	予約できな い場合も	必要		要否は色々		必要		要否は色々	
介護保 険適用	不可				可能	不可	可能	不可	
エリア	発着を認められた地域		市町村内が 多い	交通が不便な地 域が発着		発着を認めら れた市町村	発着を認められた都道府県		市町村内が多い、 目的地限定も
相談窓 口など	タクシーの紹介サイト等		市々町村交通担当 ※呼称は色々		市町村福祉 担当	市町村やケアマネ ジャーが把握	ケアマネジャー	包括支援セン ター・社協等	

NPO法人 別府安心ネット（島根県美郷町）／2012年発足

有償運送

入会金2,000円 年会費：2000円 利用料：1キロあたり50円

島根県提案の「自治会等輸送事業」をきっかけに発足。維持継続が課題となって自家用有償旅客運送の登録を受けた

「移動サポート」交通空白地有償運送&福祉有償運送

運行形態：ドア・ツー・ドア ※交通空白地有償運送は地区内のみ
…福祉有償運送は訪問Dの補助を活用



交通空白：3台（10人乗ワゴン車、
軽自動車、5人乗ワゴン）
福祉有償：2台（10乗ワゴン車、
軽車いす移動車）

有償運送以外

入会金2,000円 年会費2,000円
利用料：①無料 ②1,000円/時、軽作業は600円/時

①「軽度生活支援事業」電球の交換、窓拭き、家具の組立、高い部分の掃除、買い物、一人暮らし高齢者の見回り等 …訪問Bの補助を活用

②「生活サポート」草刈り、農作業、除雪等（作業員を現地へ派遣）その他、6次産業研究事業等も実施、サロン（週1回）等

<2022年度活動実績>

●移動サポート事業
交通空白地有償運送
延利用者 248人
福祉有償運送
延利用者数1,100人

●軽度生活支援事業
訪問D（付添） 938回
訪問B 725回
買物 166回
家庭内清掃等 74回
独居者見回り 193回

●生活サポート事業
119回

令和6年の通達で示された、許可・登録不要のケース

国土交通省 課長通達の改正 2024.3.1 「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

【前文】

自動車による移動手段の確保は、日常生活の維持、地域の活性化、観光振興、教育を受ける機会の確保、外出増加による医療・介護費の削減など、多面的で公共的な意義があるため、地域の関係者が地域公共交通会議等の場を活用して議論を行い、その結果を踏まえた取組を行っていく必要がある。

その際、地域の公共的な運送は、サービスの安全性及び継続性の観点から、バス、デマンド交通やタクシーなどの公共交通機関の活用を第一に考えていくことが重要であり、これらの公共交通機関による運送サービスが十分に確保できない場合には、道路運送法の定める自家用有償旅客運送制度を組み合わせる移動手段を確保することを検討すべきであることは、「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・GXに関する検討会」の提言のとおりである。



【前編】新ガイドラインの改正趣旨とポイント

<https://www.youtube.com/watch?v=5p1hniOM07M&t=5s>

(前文の続き)

他方、高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、**地域での互助活動・ボランティア活動による運送、自家使用の自動車による運送等にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である。**

公共交通機関又は自家用有償旅客運送の利用が困難な住民の運送や**他のサービスに付随して生じる運送の扱い**については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」により考え方を整理し、運用してきたところであるが、地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理したので、その旨了知されるとともに円滑な実施に努められたい。

その際、このガイドラインの運用にあたっては、**無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに行える運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある。**

「ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策」で示された施策や本ガイドラインの整理に従い、様々な交通手段が提供されることにより、**住民の日々の生活や地域社会の活動が活性化していくことが期待される。**

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」

< 項目一覧 >

■ 金銭を収受しても「有償（運送サービスへの反対給付）」に該当しない場合

- 1 （１）利用者から収受する金銭が ①謝礼と認められる場合 ②実費相当分の場合
（２）収受する金銭が「運送」に対するものではない
 - ①ホテル等の宿泊施設の利用者を対象とする運送 ②施設送迎（介護施設、学校ほか）
 - ③生活支援サービス等との一体運送 ④ツアー等に付随した運送
 - ⑤観光ガイドとの一体運送
- 2 施設に支払う料金に差を設ける場合
- 3 第三者からの給付（運送主体が「利用者以外から収受するもの」）
- 4 介護保険法等（１）訪問介護における運送
（２）訪問B・D、一般介護予防事業の一環の運送

■ 関連する金銭授受の取り扱い

- 1 運転役務の提供に対して報酬を支払う
- 2 運送サービスの仲介者が（１）仲介手数料を受領
（２）サービス提供者の代理で謝礼・実費を受領
- 3 NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う
- 4 自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う

道路運送法の許可・登録不要の運送 受け取れるお金 & 渡せるお金

利用者から**団体**が収受 できるもの

- ・ 自発的な謝礼や寄付
- ・ ガソリン代実費・道路通行料・駐車料金・保険料・車両借料
- ・ 付添にかかわる人件費
- ・ 運送費用は×
- ・ 生活支援サービスの利用料
- ・ 利用調整に係る人件費（運転者に還流しない）
- ・ 専用車両の車両維持費

団体が**運転ボランティア** に供与できるもの

- ・ **人件費**（運転役務等に係る報酬を含む）
- ・ ガソリン代実費
- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

何を支給してもOK

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- ・ **補助金**の拠出（ボランティア奨励金等）
- ・ 介護予防**ボランティアポイント**の付与
- ・ 車両の提供（リース料を含む）
- ・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- ・ 自動車保険など各種保険料

運転者の人件費が含まれてもOK

コアメンバー・担い手はどんな人たち？

- 多くが個人のニーズに対応する形（小規模・臨機応変）で実施される。
- ドア・ツー・ドア、または自宅のすぐ近くで乗車し目的地で降車するしくみ。
- 通院や買い物、高齢者のサロン等の居場所の送迎などによって、暮らしを支えている。
- 送迎のみでなく、生活課題の把握、交流の場づくりも行われている。

●介護・福祉の専門職を交えて

- ・地域ケア会議
- ・生活支援体制整備事業に基づく協議体

●地域の組織が母体となって

- ・自治会
- ・地区社協
- ・まちづくり協議会、校区協議会、地域協議会など

●社会福祉協議会がリードする

- ・社協が事務局を務めるボランティアグループ

●地域の拠点や施設から発案

- ・サロン活動の実施主体
- ・社会福祉法人や医療機関

●NPO法人や自主的なボランティアグループ



全国の住民互助の取組み…よくある実施事例



1 「乗り合って」スーパーやサロンへ

乗り合って 定期的な実施	形態	使用車両	運転者	付添	調整
	・買物支援 ・サロン送迎 ・コミバスの運行	・法人等の車 ・ボランティアの車	・ボランティア ・法人職員	ボランティア	・ボランティア ・社協や包括 ・サロンの運営団体

2 「個別に」生活支援と一体型に支援

個別に	形態	使用車両	運転者	付添	調整
	通院など個人ニーズ	・ボランティアの車 ・法人等の車	ボランティア	ボランティア(1人で支援が多い)	ボランティア 社協や包括



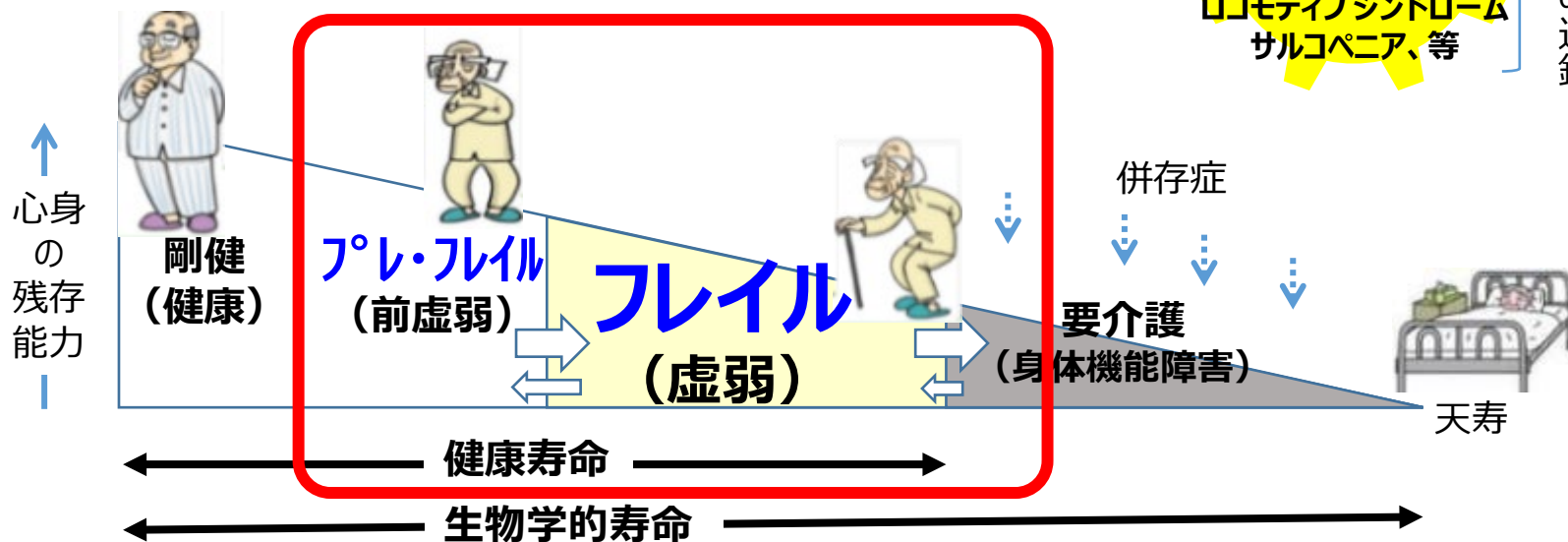
- ・利用者の制限は ない
- ・運賃に該当するものは利用者から受け取れない

これらは **道路運送法**における**許可・登録**の手続き**不要の形態**で行われることが多い

住民主体の移動支援の利用者像

フレイルの特性

- ① **中間の時期** (⇒健康と要介護の中間)
- ② **多面的** (⇒色々な要素による負の連鎖)
- ③ **可逆性** (⇒様々な機能をまだ戻せる)



(東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢 作成 葛谷雅文, 日老医誌 46:279-285, 2009より引用改変)

移動・外出が困難になる理由

これらが複合的に
移動・外出の
阻害要因になる

[身体面] 加齢により**介助を必要**としている人。

[精神面] 他の乗客の視線等が気になる。移動中に具合が悪くなることやトイレに行きたくなくなることが**心配**で公共交通機関の利用に抵抗がある人。

[地域面] **バスやタクシー**がない、**坂**が多い、**雪**が多い地域に住んでいる人。

[経済面] **料金が高い**ため一般タクシー等を利用できない人。

[利便性] 公共交通機関の**運行本数が少ない**、運行時間が目的の時間帯と合わない、目的地に便利な交通経路がない人。

[情報面] 不便だと思いこんでいる、申し込み方法を**知らない**

[意欲面] 運転免許証を返納して外出**意欲が失せてしまった**人や
外出を**諦めている**人。外出をリードしてくれる人が必要な人。

家の中からバス停・駅まで(ラストワンマイル)、バリアフリー化、
付添介助や見守り、誘い出しなど、その人その人にあったサポートが必要

➡**個人のニーズ：一人ひとりに着目し、結果が出るまで支援が必要**

マイカーを利用できなくなったら、何があれば生活できる？

少し離れた子や親戚に
車で送ってもらう

タクシーを呼ぶ

???

宅配・通販

近所の人に乘せて
もらう

コミュニティバスに乗る

諦める



一つの手段では暮らせない
免許返納後の暮らしのシミュレーション

総合病院(月2回)

診療所(整形外科など)(週1)

畑仕事(隔日)

体操教室・趣味活動(週1)

入所中の家族の見舞い(週1)

食料品・日用品の買物(週1)

季節物の買物(年4回)

ちょっと●●まで...

デマンドタクシー（乗合タクシー）への期待と不満

あるものを、利用できるようにする支援も必要

デマンドタクシーはあるけど、
市外に出られない

ドア・ツー・ドアにしてほしい

片道400円は高い

電話予約は耳が遠くて・・・予約しても忘れる

迂回するので乗車
時間が長くて疲れる

シルバーカーは
載せられない

乗り継がないと目
的地に行けない

➡市外に出られる、ドア・ツー・ドアに
➡運行エリアを小さく分けて1時間に1本に
➡予約を代行する人、添乗ボランティア確保
➡乗り継ぎの停留所を賑わいや交流の拠点に
➡運賃を下げるために、ふるさと納税を活用
できるといいけれど・・・

▼使いこなすためのアプローチの模索（福祉部門）

- ・相談センターの設置
- ・協議体等での口コミ
- ・介護予防教室への送迎委託

住民が移動の困りごとを話し合うと・・・生活支援の協議体等

通いの場が介護予防に効果的だと分かっている。でも歩いては来られない人が多い

坂が多いので買物の荷物を持って登れない

バスの本数が少ないので通院は一日仕事

免許返納したら、この町では暮らしていけない

近所のスーパーが閉店してから買い物が大変

頼める人がいない

マイカーの維持費よりタクシーが安いと言われても、年を取れば医療費も沢山かかる。タクシー代は払えない。

一方で・・・

- ・ 家族が送り迎えしているから大丈夫
- ・ マイカーがないと生活できないから免許返納はしない
- ・ まださほど困っていない
- ・ それは役所の仕事でしょ！

▼自分事にする難しさ

▼長年のマイカー利用で、免許返納後の暮らしをイメージできない



各地の自治体（高齢福祉担当と交通担当）のお悩みの色々

- A) 地区から50kmの医療機関や、地区から17kmのスーパー等に行く人が多い。週1回出かけてまとめ買いする習慣が浸透している。住民同士で乗り合っている。公共交通機関は乗合バスが1日1往復のみ。今後さらに人口が減少するので、公共交通機関を増やすことはできない。住民の皆さんに何ができるか考えてほしい。市が何とかしてくれるという考えの住民が多いが、行政としてできることは限られている。
- B) 交通事業者によるサービスを見直しても、不便という声が絶えない。市の中心部まで車で40分ほどかかる地区もある。デマンドタクシーは、バス停から1km以上離れた地区の人が対象でバス停までのアクセス。バスに接続しやすくして、そのまま市街地までメーター運賃で乗れる。でも利用が少ない・・・。
タクシー会社からはデマンドタクシーの要望があるなら、対象地域を広げて対応できると言われたが、現在走っている地区の本数を減らして、他地区に広げるほかない状況。足りない部分は、住民主体による互助型の移動支援があったほうがいいと思うが、タクシー事業者からは反対されている。
- C) 一般タクシーやデマンドタクシーがあっても、高齢者の移動手段の困りごとが多く聞かれるのは、「安くて、自分の都合の良い時に使える移動手段が欲しい」ということ。そのニーズに応えることで高齢者の外出機会が増え、介護予防に繋がるなら、住民主体の取組は必要だが、公共交通の衰退が危惧されるため、市全体としてそのニーズに対応することに疑問もある。小地域(一部地域だけ)で考えていけばいいのか。
- D) AIオンデマンド交通をタクシー事業者に委託したい。タクシー事業者の人員不足もあり、AI配車がいいと思うが、タクシー事業者からは、一般タクシーの利用が減るからと受託に難色を示されている。利用申込が無くても委託費を払うべきか、財源不足で悩ましい。
- E) デマンドタクシーを10年前から運行してきたが、利用者数が減少している。降車場所が限られていることへの不満は聞いていたが、今までの利用者が高齢化したせいか、原因がはっきりわからない。このまま減少するなら事業廃止を検討すべきと財政担当から指摘された。

総力戦といつつ、それぞれの目的や事情がある

自分では運転ができないけれど、公共交通機関が不便な地域

＜自治体交通担当＞

1. 自治体がコミュニティバスやデマンドタクシーを導入を検討する
2. 自治体が交通事業者に委託するが、財源には限りがある
3. 一般タクシー等の民業に配慮し、サービス水準を低めに設定せざるを得ない
4. 導入しても利用が伸びず、住民と交通事業者の両方に不満が残る
5. 住民の互助による移動支援には、デマンドタクシーや一般タクシーの利用を妨げる恐れがあるため、事業者も自治体も反対

＜自治体福祉担当＞

1. 支援の必要な高齢者の増加、介護人材の不足が深刻
2. 地域のつながりづくりが、地域で暮らし続けるためには重要＝「互助や共助」
3. デマンドタクシーは、乗り継ぎや予約の煩雑さがハードルと聞いている
4. 小地域で住民主体で対応を検討することを支援する

＜地縁組織＞

1. 自分で運転できない
2. 家族に頼んでいたが頼めなくなった
3. ご近所に気兼ねなく頼めるよう、互いに支え合う地域にしたい
4. 移動支援を含め、色々な人が参加して活躍する地域づくりがコンセプト
5. 距離や頻度によっては、デマンドタクシーや一般タクシーを使い分けて暮らしたい
6. 市町村にはタクシー券(市内はどこでも500円とか)を発行してほしい

市町村では調整
しきれない・・・

定着し、活用されるデマンドタクシー

デマンド交通「たんたん号」（栃木県高根沢町） H21年（2009年～）

実施主体	高根沢町から宝積寺タクシーに委託
運行区域	高根沢町内全域、黒須病院（さくら市）、藤井脳神経外科病院（宇都宮市） 自宅から目的地へ（ドア・ツー・ドア）
運行日時	朝7時から夕方6時まで（最終便は、夕方5時に出発）。年中無休
利用料金	1回100円（降車時に現金払い）
車両	5台（14人乗り2台、10人乗り1台、7人乗り1台、5人乗り1台） 4台でスタートし、地元企業による寄付で5台に。 ※平日5台、土曜4台、日曜2台が稼働
利用のしくみ	予約受付は利用したい便の出発30分前まで（先着順／下表参照。乗車日の一週間前から予約可能）
配車のしくみ	宝積寺タクシーのオペレーターが電話受付（受付システム使用）。配車は、オペレーターが行う。
利用助成	65歳以上の人が運転免許を自主返納すると、乗車券（33回分）が交付される

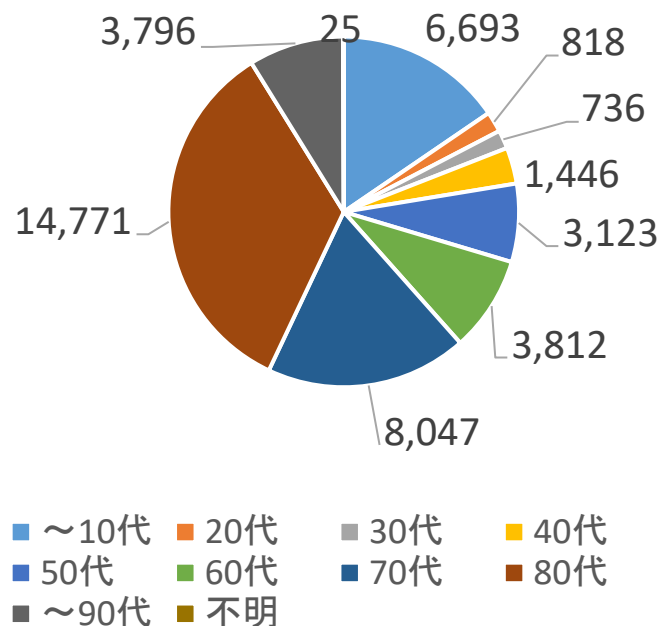
予約センター 発車時刻	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	翌日 7:00
ご利用予約 締切時刻	前日 18:00	7:30	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	18:00

たんたん号 利用状況

※平成21年度は10月1日～平成22年3月31日まで。
※令和3年度末をもって市貝町への乗り入れを廃止しています。

●年度別利用者数					
年 度	総 数	内 訳			
		一般	未就学児	市貝町停留所	遠距離通学児童
H21年度	18,169 人	15,127 人	154 人	303 人	2,585 人
H22年度	45,205 人	38,851 人	461 人	538 人	5,355 人
H23年度	49,064 人	43,197 人	495 人	595 人	4,777 人
H24年度	48,759 人	42,212 人	776 人	644 人	5,127 人
H25年度	44,568 人	39,481 人	632 人	438 人	4,017 人
H26年度	43,851 人	40,240 人	570 人	368 人	2,673 人
H27年度	46,900 人	41,013 人	708 人	262 人	4,917 人
H28年度	47,706 人	42,614 人	405 人	319 人	4,368 人
H29年度	48,590 人	44,909 人	323 人	272 人	3,086 人
H30年度	46,531 人	42,918 人	183 人	186 人	3,244 人
R元年度	47,052 人	42,480 人	252 人	50 人	4,270 人
R2年度	39,809 人	36,028 人	78 人	11 人	3,692 人
R3年度	40,146 人	35,835 人	221 人	4 人	4,086 人
R4年度	41,842 人	37,690 人	340 人	0 人	3,812 人
R5年度	43,267 人	39,832 人	263 人	0 人	3,172 人
計	651,459 人	582,427 人	5,861 人	3,990 人	59,181 人
構 成 比		89.4%	0.9%	0.6%	9.1%

年代別利用者数(R5年度)



令和5年度3月末時点

順位	施設名	利用人数
1	とりせん高根沢店	5,310
2	宝積寺駅	4,329
3	元気あっぷむら	3,283
4	黒須病院	3,010
5	倉持整形外科	2,142
6	深澤クリニック	1,610
7	リオン・ドール 高根沢店	1,366
8	中津川クリニック	1,322
9	オータニ高根沢店	1,047
10	たかはし眼科	711
11	花の丘木の香	695
12	高根沢中央病院	678
13	まなか医院	641
14	リオン・ドール 東店	593
15	菅又病院	572
16	TenderBOSS	555
17	役場	449
18	高根沢町立東小学校	409
19	ホームセンターカンセキ 高根沢店	406
20	フリースペースひよこのいえ	374

	町内	町外	合計
登録者数	14,294人	1757人	16,051人
登録世帯数	10,516人	1,127人	11,643人
実利用者数/月	565人		

- ・運賃収入:約400万円
- ・委託費:4000万円(運賃収入は同社の収入として委託料から差し引かれない仕組み)。
- ・委託費の推移
R5年度 3500万円
R6年度 3921.5万円
R7年度 3921.5万円(予定)
R8年度 3994.1万円(予定) ※R6~8の3年契約



しくみと事例 ～展開できる体制づくり～

「竹田津くらしのサポートセンターかもめ」(大分県国東市)

一般介護予防事業のカフェやミニデイへの送迎や買い物支援、生活支援

竹田津地区公民館を拠点に、1～5を実施。

1～4の送迎を実施。

2017年に、カフェ&送迎からスタートし、ニーズに応じて展開。



1 カフェ(週1回、13～15時)

2 送迎付き食事会(月2回)

3 送迎付きサテライトカフェ(月4回)

4 買い物支援(2での出張販売 ※商工業者4社との連携)

5 「ちょい加勢」(生活支援)



送迎：無料
ちょい加勢：
30分
300円



運転16名
(60～70代のシニア層)

ボランティアの
マイカー

地区住民で外出するのが困難と判断、
送迎及び外出支援の利用申請をされた方
2017年1月開始

補助

一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業) 1か月上限15万円

ちょい加勢は、2021年度から訪問Bの補助が適用になった

(人口:26,232人 高齢化率:43.5% 面積:318.1k m² 人口密度:82.5人/k m²)

法人が車両や運転者を提供して、ボランティアが付き添う

高齢者買い物送迎車運行事業 「ドライブサロン」（岩手県大船渡市）

吉浜地区には生鮮食料品等を取り扱っている店舗が無く、自ら移動手段を持たない高齢者、また、坂道が多い、吉浜駅や患者輸送車の停留所から離れている等の交通に不便な地域の高齢者は、新鮮な野菜や鮮魚等を購入することは困難な状況にあり、このような高齢者の買い物を支援するため、毎週金曜日午前中、大船渡市立根町内の商業施設へ無料送迎サービスを実施しています。（愛生会HPより）

<しくみ>

- ・ **対象地域**：大船渡市三陸町吉浜地区の住民
- ・ **運行日**：毎週金曜日 午前中（9～12時の間）
- ・ **目的地**：デイリーポート、ツルハ、ダイソー、マイヤ、コメリ、ケースデンキ
- ・ **車両**：愛生会の車両
- ・ **運転者**：愛生会「吉浜荘」の施設職員
- ・ **添乗ボランティア** 1名
- ・ **利用者負担**：1ヶ月1,000円（コーディネーターや添乗ボランティア手当）※積み立て中



2023年度の実績 （2024年3月末時点）

運行日数	43日
延べ利用人数	152人
1回あたり利用者数	3.5人
延べ添乗ボランティア数	43人
利用会員数	9人
添乗ボランティア数	4人

<一日の流れ>

- ⇒地区公民館に施設の車両と添乗ボランティアが参集
- ⇒利用者の自宅を順に回り乗車
- ⇒店舗に着き、1時間～2時間の買い物
- ⇒自宅まで送迎して終了

※移動中の事故…施設（法人）が加入の保険で対応
※店舗での買い物中など…利用者の自己責任



生活支援の協議が、地域づくりと一体的に行われている。

<実施団体の特徴>

吉浜地区助け合い協議会」は第2層協議体。

大船渡市は、地区公民館ごとに生活支援コーディネーターが配置されており、2層協議体も地区公民館単位で組織されている。

地区公民館の館長（吉浜地区助け合い協議会事務局長）が、行政職員OBで、第2層生活支援コーディネーターでもある。第2層生活支援コーディネーターは、二人SCを務めている。

※市は、地区の協議会に対し委託料を支出している。移動支援に対しての助成は無し。



小友町 通院・買い物支援送迎バス (岩手県遠野市)

	2022年6月スタート
実施主体	長野地域ふれあい協議会 ※「妻の神・下川原・荒谷荷沢集落協定」による活動として運行
運行日時	月2日(第2、第4木曜日) 往路:10時頃荷沢出発、復路:13時半頃に市街地 出発
運行エリア及び 主な停車場所	行き先: 荷沢峠⇄遠野市街地の施設 ・会員の最寄りのバス停前や長野コミセン前、小友診療所前、産直ともちゃん 前 ・遠野市街地の行き先はその日によって変更(ご希望を聞き取って決める)
運転者、添乗 者	・まるきタクシーのドライバーとして雇用契約をしている2名 ＝小友町民で農家の方が、通院・買い物支援送迎バスの運転だけを担当 ・ふれあい協議会の会員1名が添乗(交代)
車両	遠野市社会福祉協議会(ふれあいホーム)の車両 1台 :8人乗りステーションワゴン、10人乗り車いす仕様車のいずれか
利用のしくみ 拠点	・電話受付時間:月～金、8:30～17:00 ← 受付担当1名の携帯電話にて ・利用前日のお昼までに申し込む ・拠点は、長野コミュニティセンター
利用者負担額	無料 ※ただし、傷害保険料として100円/回

<経緯としくみづくり>

- 小友町内の人口は約1,000人(約500世帯)で、そのうち約350人(120世帯)が長野地域に住んでいる。バス通り(国道)沿いに8kmほどの細長い地域で、バスは1日2便。
- 小友町全域でなく長野地域(3自治会)で、集落協定に入っている世帯に「ふるさと福祉計画」策定のアンケート調査を行った。農地の維持や年金・介護などに次いで、買い物支援が必要ということになった。農家も非農家(会社勤め等)の人も会員になり、約40人で「ふれあい協議会」を設立。
- 財源としては、**中山間地域等直接支払制度の交付金のうち、集落機能強化加算**を活用し、集落協定の取組として「通院・買い物支援送迎バス」を実施することとした。ドライバー確保のため、地元のまるきタクシーに2名(2種免許保有者)に雇用契約してもらい、集落協定がまるきタクシーに運行委託をしている。
- 車両は、社会福祉協議会から無償で借り受けている。集落協定と社協で無償貸与契約あり。
- ふれあい協議会と集落協定の役員が兼務することで、2つの組織の合意形成が円滑になっている。



長野地域ふれあい協議会だより No.3

令和4年12月1日発行

去る6月23日(水)地域内(道の神から新沢まで)の高齢者を対象とした「通院・買い物支援送迎バス」運行を開始し、早やらか月が経過しました。運行は、コロナ等で期間ではありましたが、日々、ご利用者の利便性を目指しながら進めてまいりました。ここに改めてお礼を申し上げます。また、ご利用者から市街地内のいろいろな施設に寄っていただきたいと要望も出ております。当協議会では、できる限り要望に沿って対応を考えておりますので、受付の際に気配り行き先を申し込み願います。

乗車料金は無料です。ただし、傷害保険料として乗車料に100円をお預け致します。利用する方は、前日のお昼までに電話予約をお願いします。なお、乗車の運行日曜を裏面に記載しておりますので、皆さんのご利用をこちらよりお待ちしております。

電話予約： ☎080-9578-6154

【電話受付時間：朝8時30分～午後5時(利用前日のお昼までに)】
 予約時の注意：電話予約は土・日曜日は休日とします！！

【運行コース ※ 原則、バス停での乗り降りとなります】
 (バス停以外の国道沿いでも、乗り降りは可能ですが乗降予約時に相談して下さい。)

【午前10時ごろ出発】	【午後1時30分ごろ帰路】
行き先：菊沢崎→市街地施設	行き先：市街地施設→菊沢崎
・最寄りのバス停前や長野コモンセンター前より乗車	・長野市街地の停車地から帰路
・小友診療所前(希望により)	・小友長野方面に向かって出発
・産直ももちゃん前(希望により)	・産直ももちゃん前(希望により)
・長野市街地の行き先はその日により変更、その施設に停車	・小友診療所前(希望により)
	・道の神からバス停前まで下車

※送迎バスには、添乗員が同乗していますので、お気軽に声を掛けて下さい。